

災害時の一般廃棄物処理に関する 初動対応の手引きについて

令和2年5月
環境省 環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室

1. 災害廃棄物処理の初動対応について

災害廃棄物とは

災害廃棄物とは

- 災害廃棄物とは、自然災害に起因して発生する一般廃棄物。
- 廃棄物処理法に則り市区町村が収集・運搬し、適正に処理を行う必要がある。
- ただし、大規模災害など市町村による処理が困難な場合には、処理の一部について、都道府県への事務委託又は国による代行処理を行う場合がある。

関連規定の抜粋(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第二条の三 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間

| 災害名 | 発生年月 | 災害廃棄物量 | 損壊家屋数 | 処理期間 |
|----------------------------|-----------|----------------------------------|--|-----------------|
| 東日本大震災 | H23年3月 | 3100万トン (津波堆積物1100万 トンを含む) | 全壊：118,822 半壊：184,615 | 約3年 (福島県を除く) |
| 阪神・淡路大震災 | H7年1月 | 1500万トン | 全壊：104,906 半壊：144,274 一部損壊：390,506 焼失：7,534 | 約3年 |
| 熊本地震 (熊本県) | H28年4月 | 311万トン | 全壊：8,668 半壊：34,492 一部損壊：154,098 | 約2年 |
| 令和元年房総半島台風 ・東日本台風 | R1年9月、10月 | 204万トン ^(※1) | 全壊：3,650 ^(※2) 半壊：33,951 ^(※2) 一部損壊：107,717 ^(※2) 床上浸水：8,256 ^(※2) 床下浸水：23,010 ^(※2) | 約2年 (予定) |
| 平成30年7月豪雨 (岡山県、広島県、愛媛県) | 平成30年7月 | 200万トン ^(※3) | 全壊：6,603 ^(※4) 半壊：10,012 ^(※4) 一部損壊：3,457 ^(※4) 床上浸水：5,011 ^(※4) 床下浸水：13,737 ^(※4) | 約2年 (予定) |
| 新潟県中越地震 | H16年10月 | 60万トン | 全壊：3,175 半壊：13,810 一部損壊：103,854 | 約3年 |
| 広島県土砂災害 | H26年8月 | 52万トン | 全壊：179 半壊：217 一部損壊：189 浸水被害：4,164 | 約1.5年 |

(※1) 補助金利用被災県の合計 (令和2年2月末時点)

(※3) 主要被災3県の合計 (令和元年9月時点)

(※2) 内閣府防災被害報告の合計 (令和2年4月10日時点)

(※4) 主要被災3県の公表値の合計 (平成31年1月9日時点)

令和元年房総半島台風及び東日本台風の 災害廃棄物発生推計量及び処理完了目標時期

| | 災害廃棄物 発生推計量 | 処理完了目標時期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|----------------|-------------------------|----|----|----|------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|------|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | 令和元年 | | | | 令和2年 | | | | | | | | | | | | 令和3年 | | | | | | | | | | |
| | | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | | |
| 岩手県 | 約 5.3 万トン | 令和元年10月～令和3年3月（約1年6ヶ月） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宮城県 | 約 56.2 万トン | 令和元年10月～令和3年3月（約1年6ヶ月） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 山形県 | 約 0.9 万トン | 令和元年10月～令和2年7月（約9ヶ月） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福島県 | 約 55.9 万トン | 令和元年10月～令和3年4月（約1年7ヶ月） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 茨城県 | 約 7 万トン | 令和元年10月～令和3年3月（約1年6ヶ月） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 栃木県 | 約 9.5 万トン | 令和元年10月～令和2年10月（約1年） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 群馬県 | 約 0.1 万トン | 令和元年10月～令和2年3月（約6ヶ月） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 埼玉県 | 約 4.0 万トン | 令和元年10月～令和3年3月（約1年6ヶ月） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 千葉県 | 約 30.6 万トン | 令和元年9月～令和3年3月（約1年7ヶ月） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東京都 | 約 1.6 万トン | 令和元年10月～令和2年12月（約1年2ヶ月） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神奈川県 | 約 6.2 万トン | 令和元年10月～令和3年3月（約1年6ヶ月） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新潟県 | 約 47 トン | 令和元年10月～令和元年12月（処理完了） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 静岡県 | 約 0.4 万トン | 令和元年10月～令和3年2月（約1年5ヶ月） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長野県 | 約 26.6 万トン | 令和元年10月～令和3年9月（約2年） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 京都府 | 約 15 トン | 令和元年10月～令和元年12月（処理完了） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 約 204 万トン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※ 令和元年房総半島台風及び東日本台風の災害廃棄物発生推計量については、災害廃棄物処理事業費補助金の申請があった自治体を対象に環境省が調査(令和2年2月末時点)。宮城県は国交省連携事業分を含む。

災害廃棄物処理の大まかな流れ



被災地域

- 道路啓開や人命救助で生じた支障物の撤去
- 分別排出
- 撤去・収集
- 運搬
- 廃棄物の一時集積 など

仮置場

- 一次仮置場
- 粗選別、分別
- 保管
- 処理困難物の対応 (比較的規模の大きい災害)
- 二次仮置場
- 移動式及び仮設処理施設による中間処理

処理・処分先

- 既存の中間処理施設(産廃施設も含む)
- 最終処分
- 再資源化(復興資材への利用)

など

災害廃棄物の種類



可燃系混合物



不燃系混合物



コンクリート系混合物



木質系混合物(草木類)



廃家電等



処理困難物(布団等)



金属系混合物



廃自動車等



処理困難物(廃畳等)



危険物・有害物等(消火器)



危険物・有害物等(灯油)



危険物・有害物等(ガスボンベ)

災害廃棄物処理における初動対応の重要性

- 災害時には、**様々な種類を含む廃棄物**が、**一度に大量に**発生。
- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、**生活環境の保全・公衆衛生の確保**のために非常に重要。
- 災害廃棄物の迅速な処理は、被災地域の**早期の復旧・復興**のために必要。



事例1
公園に集積された
災害廃棄物



事例2
道路端に集積された
災害廃棄物



事例3
自治体管理の仮置場に混合状態
で搬入された災害廃棄物

事前準備(災害廃棄物処理計画)に基づいた
迅速かつ適切な初動対応が重要！



事例4: 自治体管理の仮置場に分別されて適正に管理されている災害廃棄物

近年の大規模災害における、災害廃棄物処理の初動対応の課題

1. 初動対応体制構築の遅れ

- 一度に**大量かつ多様に発生**する片付けごみの処理について、発生してから初動対応体制を検討するのでは間に合わない。

2. 仮置場設置の遅れ

- 住民の片付けごみ集積所からの搬出先となる仮置場が設置されていないと、**生活環境悪化に直結**する。

3. 片付けごみの混廃化

- 仮置場設置に際し、**十分なスペース**が確保されなければ、**分別作業**を行うことができずに混廃化が進む。
- 搬入者（住民、ボランティア団体、収集運搬団体）から**分別の協力**を得られなければ、混廃化が進む。
- 仮置場からの**搬出ルート（処理先）の確保**が遅れると、仮置場のスペースを無くなり、混廃化が進む。

※混廃化させてはならない理由

- 多くの一般廃棄物処理施設で混廃の処理ができないため、別の場所に運搬し分別処理したり、産廃処理企業へ処理委託することにより、**処理期間、費用**（処理費、運搬費など）が増加してしまう。
- 混廃の搬出ルート（処理先）を確保できなければ、仮置場への搬入もできなくなり、住民の**生活環境が悪化**してしまう。
- 腐敗性廃棄物や有害廃棄物、さらに生活ごみが混入することで、**仮置場の環境が悪化**してしまう。

4. 受援体制構築の遅れ

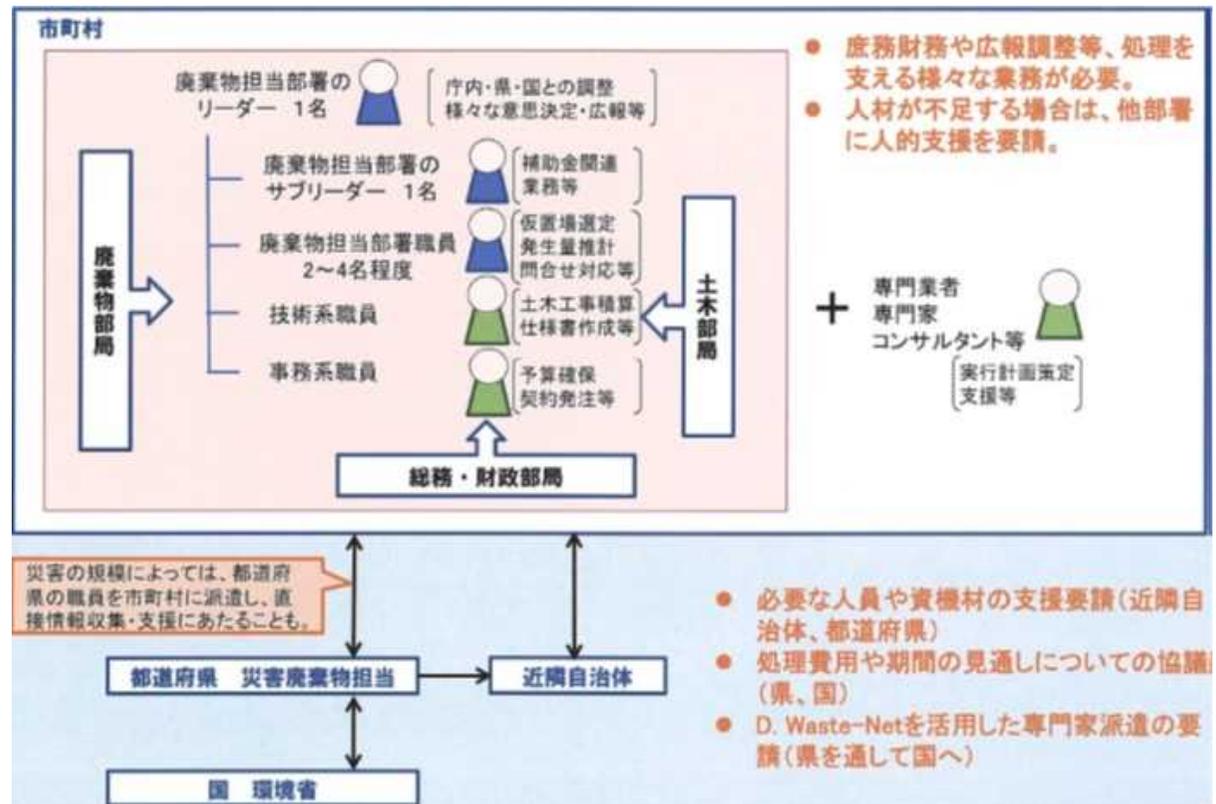
- 派遣して欲しい人材の要件（専門、経験）や収集運搬の車種や台数などの支援ニーズがうまく発信されないと、**支援体制とニーズとのミスマッチ**が発生し、支援の質と効率が低下する。
- 災害廃棄物の収集運搬、処理、仮置場の運営管理などに係わる民間団体との**手続きや契約行為の遅れ**により、処理が遅れてしまう。

初動対応体制の構築

- 総括、指揮を行う意思決定部門設置の想定
- 初動時から必要となる**人員数**、受援に際し担ってもらう**役割**の想定
- 人材のリスト化と定期的な更新
 - ・ 災害廃棄物処理の**実務経験**、専門的な技術に関する知見、経験（土木建築の設計、積算、現場管理、契約事務など）

意思決定部門の例

- ・ リーダー、サブリーダーの2名指揮体制
- ・ 専門部局（土木、総務・財務）の応援体制



仮置場の設置(平時)

●仮置場に係わる以下の事項を平時より検討しておくことが重要

<利用目的>

- ・生活環境中に多量に発生した片付けごみの**一時的保管**(一次仮置)
- ・**分別作業**
- ・大規模災害における一次仮置場からの**集約**、処理施設やリサイクル施設への搬出を待つ間の**中長期的な保管**(二次仮置)

<候補地選定>

- ・生活環境との距離(**住民アクセス**も考慮し、近からず遠からず)
- ・それぞれの利用方法における**必要面積**
- ・近隣住民との調整(選定の通知、環境保全措置、返却ルールなど)

<設置および運営管理>

- ・必要な**資機材**(重機、敷設、飛散防止対策、消火設備、悪臭および害虫対策など)の選定と調達ルート^{の確保}
- ・仮置場の運営管理には**多大な人手**が割かれるため、応援を要請できる民間事業者等を**リスト化**しておく。

仮置場の設置(発災後初動期)

- 初動時における仮置場の設置、運営管理などについての必要事項
 - ・仮置場設置の決定、**近隣住民への通知**
 - ・**運営管理体制**の構築、役割分担
 - 連絡調整、搬入受付、場内誘導、分別指導、荷下ろし助勢など
 - ・**資機材**の手配、搬入、設置
 - ・**土壌汚染防止措置の実施**
 - ・仮置場利用に関する**住民への広報**
 - 受入開始予定日、搬入に際し必要な分別品目



仮置場整備(重機)



仮置場整備(案内表示)

片付けごみの混廃化の防止(分別の促進)(平時)

●仮置場の候補地選定

分別作業を行うことを想定している仮置場においては、**十分なスペース**を確保できる候補地を選定する。

●仮置場の運営管理に向けた検討

分別作業に必要な**資機材**、**人員**の調達ルート確保

片付けごみの混廃化の防止(分別の促進)(発災後初動期)

●仮置場への搬入に際し必要な**分別品目の周知**

- ・仮置場の利用に関する**地域住民**への広報活動
- ・社会福祉協議会と連携し、**ボランティア団体**へ周知

●仮置場における分別作業、搬入者への分別指導

- ・搬入段階から分別してもらうよう、搬入者への**分別指導**を行う。

●仮置場の搬入出計画

・分別作業のスペースを確保できるよう、**搬入出計画**をたてる。必要に応じ、都道府県に支援要請を行う。

受援体制の構築

- 県、他自治体、および国からの支援
 - ・ 人的支援を受ける場合の、**役割分担**の想定
 - ・ 収集運搬支援を受ける場合の、必要とする車種毎の**台数の想定**
(災害発生後に迅速に判断できるよう準備する)
 - ・ 連絡体制(混乱を防ぐための**一元化**)の検討、確立
- 民間団体との連携
 - ・ 災害支援**協定**の締結
 - ・ 災害廃棄物の収集運搬、処理、仮置場の運営管理などに係わる委託方針(**手続きや契約**について)の検討



人的支援



収集運搬支援

- 処理計画が未策定で事前に仮置場候補地を検討していなかったため、発災後も仮置場を設置することができず、全ての片付けごみを戸別回収することとなってしまった。
- 戸別回収体制を構築できなかったため、市内の各所で住居等に近い場所で、片付けごみが混合状態で路上堆積する事態が発生してしまった。
- 処理計画を策定していなかったために、仮置場を設置できず、収集運搬体制も構築できなかったために、街中に混合状態で路上堆積する事態となってしまった。



街中の災害廃棄物の路上堆積の状況(環境省撮影)

- 処理計画は平成20年度に策定されていたが、改定がされていなかった。
- このため、収集運搬体制を確保できず、市内の各所で住居等に近い路上や公園等において、大量の片付けごみが混合状態で堆積する事態が発生してしまった。一部の公園においては2mを超える片付けごみが隙間なく積み上がる事態も生じた。
- 処理計画を策定していても、仮置場の設置や収集運搬体制の確保について実効性が担保できていなかったため、大量の片付けごみが混合状態で路上や公園等に堆積してしまった後に、自衛隊と民間事業者の総力を挙げて撤去することとなってしまった。



路上における災害廃棄物の堆積の状況(環境省撮影)



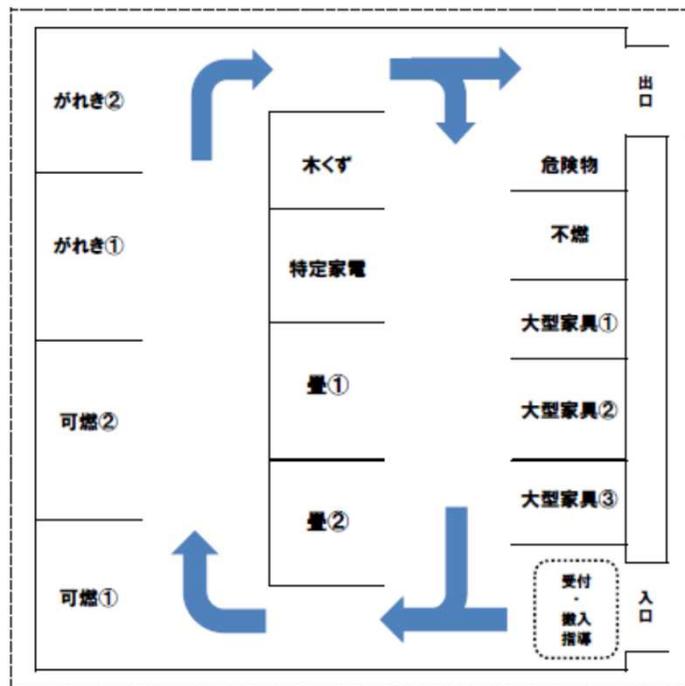
公園における災害廃棄物の堆積の状況(環境省撮影)

処理計画策定済自治体の初動対応

Good
Practice

- 平成31年3月に処理計画を策定済み。
- 処理計画において、仮置場の配置図を記載していたため、10月14日（月）という早期に設置できた仮置場においても、分別管理を徹底することができた。
- 処理計画上でも記載していた協定を踏まえ、県が協定を締結していた県産業資源循環協会により仮置場への重機の手配ができた。

図3-3-1 仮置場の配置イメージ(例)



----- 飛散防止ネット

処理計画における仮置場のレイアウト図
(処理計画)



仮置場の状況(市撮影)

モデル事業で処理計画策定中の自治体の初動対応

Good
Practice

- 平成31年度の環境省の処理計画策定モデル事業に参画し、処理計画策定中に被災した。
- モデル事業において、廃棄物処理施設の稼働停止時の対応について検討していたため、ごみ処理施設被災時も住民に排出抑制の周知を行い、処理施設復旧後に円滑に処理を実施することができた。
- モデル事業において、事前に仮置場の候補地をリストアップしていたことから、早期（10月13日（日））に比較的に面積の広い仮置場（約10,000m²）を確保できた。また、県と産業資源循環協会の協定を活用し、仮置場の管理・運営を行う事業者を早期に確保できたため、仮置場においても混合状態とならなかった。



発災直前に開催した机上演習の様子
(環境省撮影)



仮置場の状況(環境省撮影)

「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」策定の背景

- 平成28年4月の熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨などの大規模災害において、一般廃棄物処理に関する初動対応の遅れから、**路上に大量の災害廃棄物が堆積**する等の課題が毎回のように発生した。
- そのたびに、初動対応体制の構築、民間事業者を含めた収集運搬体制の確保、仮置場の確保など、具体的な初動対応をはじめとした必要事項をとりまとめた**災害廃棄物処理計画**を策定しておくことの重要性が認識されてきた。

しかし

- 災害廃棄物処理計画の策定が、特に中小規模の市区町村において思うように**進んでいない**。また、策定している場合でも、**実効性の高い計画となっていない**ケースもある。
- これまでの大規模災害では、当道府県や国が職員・専門員を現地派遣し、分別方法や仮置場管理への助言等を行ってきたが、**南海トラフ巨大地震**や**首都直下地震**では、都道府県や国による初動期の被災市区町村支援を一律に行うことが困難な状況となることも十分考えられる。

このため

- 処理計画を策定していない被災市区町村が、十分な支援を受けられない状況下においても、**応急業務が軌道に乗るまでの発災後2～3週間を自力で乗り切るために、最低限必要な事項**をとりまとめた「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」を策定することとした。

2. 手引きの内容について

(1) 目的

災害時の初動対応を円滑かつ迅速に実施するために平時に検討して災害時に参照することを目的として、災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応手順及び平時の事前検討事項を取りまとめたもの

(2) 災害廃棄物処理計画等との関係

- 災害廃棄物処理計画は、災害廃棄物の処理を完了するまでに必要な事項を網羅的にまとめた計画であり、発災時に策定する災害廃棄物処理実行計画の基礎となるものに対し、本手引きは、災害廃棄物処理計画を策定していない市区町村であっても活用できるよう、**災害時の初動対応に特化して初動対応手順及び平時の事前検討事項をまとめた手引き書**である。

(3) 使い方

- 本手引きは、市区町村を対象として、主に以下に示す2つの用途を想定している。
 - ①**災害時の活用**：被災市区町村の円滑・適切な災害時初動対応に資するガイダンス文書
 - ②**平時の活用**：災害時初動対応の事前検討及び災害廃棄物処理計画の策定や充実に資するガイダンス文書
- 本手引きとともに、「災害廃棄物対策指針（平成30年3月）」、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月）」、「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成30年3月）」、「災害関係業務事務処理マニュアル（平成26年6月）」等も参照。
- 本手引きは、環境省災害廃棄物対策情報サイトよりダウンロード可能。

http://kouikishori.env.go.jp/guidance/initial_response_guide/

手引きの目的、対象 [第1章]

(4) 対象とする組織

- **市区町村**を対象。**特に中小規模の市区町村**を念頭に、説明や記載例等を整理。
→災害廃棄物処理に関する検討が進んでいない自治体でも、まずは手に取って読んでもらえるように、分量等に配慮（50ページ程度、図表の多用等）。
→必要最小限の内容（下水道分野の取組も参考）としている。手引きの内容や事前検討の深さ等は、継続的に検討。

(5) 対象とする災害

- **非常災害**を対象（災害廃棄物処理計画と同様）とし、**主に地震及び水害**を念頭に、説明や記載例等を整理。
→本手引きの考え方は、その他の自然災害（土砂災害、広域津波災害）についても活用可能。
→既往災害における初動対応の事例については、別添の参考資料集を参照。

(6) 対象とする期間（初動対応の対象期間）

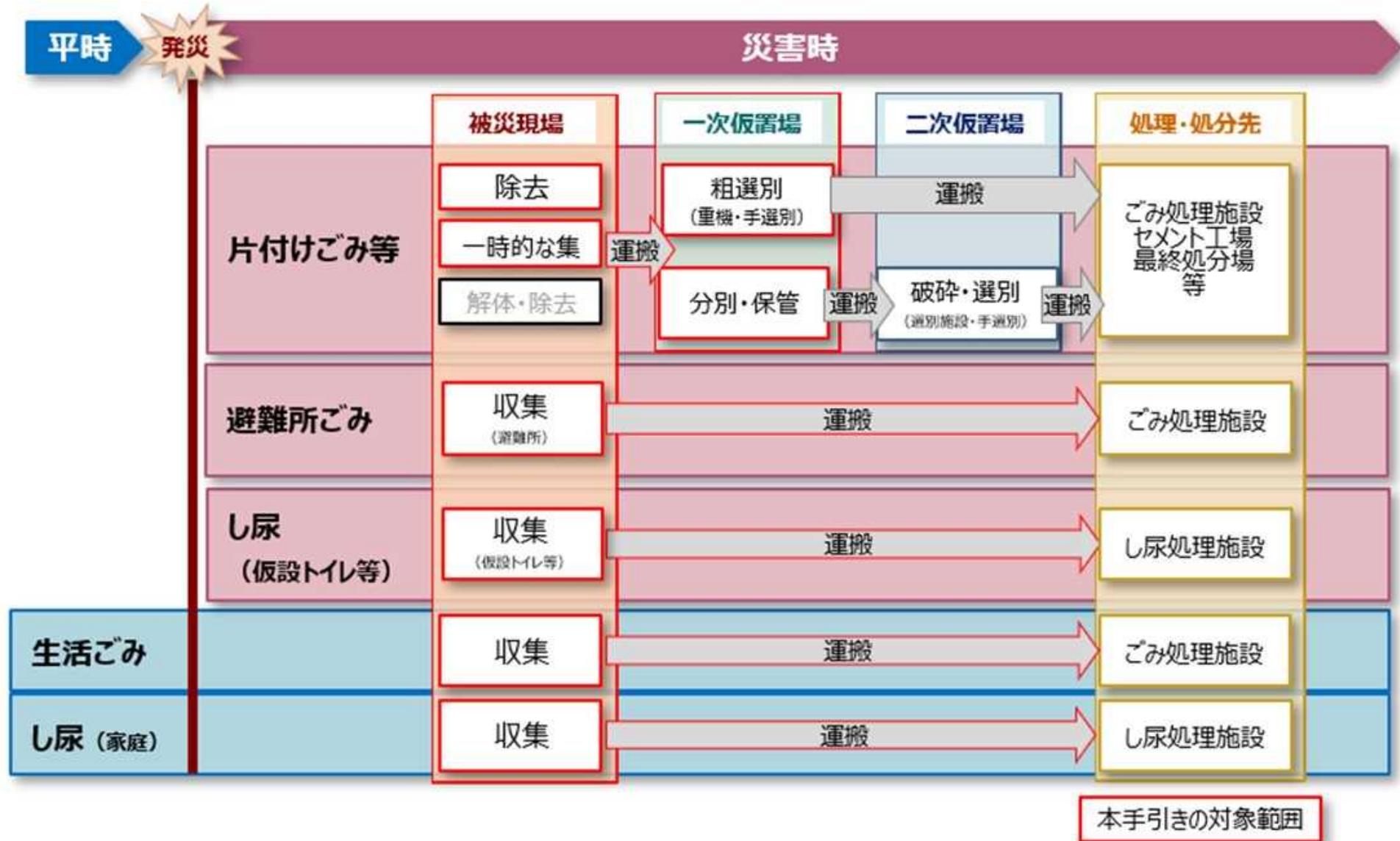
- 災害応急対応における初動期から応急対応前半にかけての期間とし、対象災害の種類・規模にもよるが、最低でも**応急業務が軌道に乗る発災後2～3週間程度を目安**。
→各市区町村での対応が中心で、外部への支援要請の検討も含む（本格的な支援受入等は対象外）。

(7) その他

- 一般的な内容に関しては本編（本資料）に記載し、より詳細な具体的内容に関しては参考資料集（記入例、参考事例集等）に記載。
- 今回は第1版であり、特に中小規模市区町村への普及を優先。内容の具体化・詳細化等は、今後の普及状況等を踏まえ継続的に検討。

手引きの目的、対象 [第1章]

- 災害時に発生する一般廃棄物の多様性を理解するため、手引きの冒頭(第1章第2設)で、**対象となる一般廃棄物**について説明し、処理フローにおける本手引きの対象範囲を記載した。
- 災害時には、平時からの処理(生活ごみ等)と災害時に特有な処理(避難所ごみ等)を、**並行して実施**することとなる。



手引きの概要：構成

- 一般的な内容に関しては本編に記載し、より詳細な具体的内容に関しては参考資料(記入例、参考事例一覧等)に記載した。

本編

第1章 本手引きの目的・位置づけ等

第1節 本手引きの目的・位置づけ
第2節 災害時に発生する一般廃棄物 第3節 関係者との連携体制の必要性
第4節 災害時初動対応の実態 第5節 本手引きの対象
第6節 本手引きの使い方 第7節 事前チェックリスト

第2章 災害時初動対応 ※災害時の活用

第1節 災害時初動対応の全体像
第2節 一般廃棄物処理の災害時初動対応
1) 安全及び組織体制の確保 2) 被害情報の収集・処理方針の判断
3) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬体制の確保
4) 災害廃棄物の処理体制の確保 5) 継続的な一般廃棄物処理体制の確保

第3章 円滑かつ迅速な初動対応の ための事前検討 ※平時の検討

第1節 概要
第2節 基本的事項
1) 主な検討事項と連携体制 2) 対象期間 3) 検討体制
第2節 検討事項
1) 職員の確保 2) 災害時の組織体制と役割分担
3) 関係連絡先リスト 4) 被害状況チェックリスト 5) 災害支援協定リスト
6) 必要資機材及び保有資機材のリスト 7) 仮置場候補地リスト
8) 初動対応業務リスト
第3節 教育・訓練の実施
第4節 事前検討事項の継続的改善・見直し

用語の定義等

用語の定義
参考文献

参考資料

様式集

様式集 記入例

参考事例一覧

手引きの概要：災害時初動対応の全体像 [第2章第1節]

- 災害時初動対応を以下の図の1)～5)の対応に分類し、更に時系列での実施事項も具体化した。

| フェーズ | 分類 | | | | |
|--|--|---|---|--|----------------------------------|
| 災害発生 ～12時間 (水害の場合は、発災前から実施) | 1) 安全及び組織体制の確保 (p14) ① 身の安全の確保 ② 通信手段の確保 ③ 安否情報・参集状況の確認※ ④ 災害時組織体制への移行 | 2) 被害情報の収集・処理方針の判断 (p15) | 3) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保 (p18) | 4) 災害廃棄物の処理体制の確保 (p19) | 5) 継続的な一般廃棄物処理体制の確保 (p21) |
| ～24時間 | ※ 委託業者、許可業者の確認も含む | ① 被害状況収集開始及び都道府県への連絡 ② 翌日以降の廃棄物処理の可否の判断 ★ | | ① 仮置場の確保 ★ | |
| ～3日 | | ③ 災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集 ④ 被災状況の把握と支援要否の判断 ★ ⑤ 被災状況に応じた支援要請 | ①-1 生活ごみ、避難所ごみの収集運搬体制の確保 ①-2 し尿の収集運搬体制の確保 ② 住民・ボランティアへの周知 | ② 災害廃棄物の回収方法の検討 ★ ③ 収集運搬車両・資機材・人員の確保 ④ 住民・ボランティアへの周知 | |
| ～1週間 | 注1) 左側の「フェーズ」は、それぞれの初動対応を実施または開始する時期である。一部の初動対応(例：連絡、情報収集、周知等)は、その後も継続して実施する。 注2) ★：特に決定権者(市区町村長、部局長、課長等)による判断が必須となる。 | | | | ① 継続的な処理体制への移行 ② 一般廃棄物処理の継続 |
| ～3週間 | | | | | ③ 初動対応以降の処理方針の検討 ★ |

手引きの概要：災害時の実施事項 [第2章第2節]

- 前頁の1)～5)の対応別に、時系列の実施事項を簡潔に整理した。 ※以下の図は一例

4) 災害廃棄物の処理体制の確保

【①は24時間以内、②③④⑤は3日以内】

市区町村は、災害廃棄物を回収するために、災害廃棄物の仮置場を確保するとともに、仮置場の管理・運営に必要な資機材⁶や人員を確保し、災害廃棄物の分別方法を決定する。それらの準備が整った後に仮置場を開設し、災害廃棄物の受け入れを開始⁷する。並行して、仮置場の場所、開設日時、受入時間帯、分別方法等について住民・ボランティアへ周知する。

① 仮置場の確保 参考事例一覧 p13~15

- 災害廃棄物発生量の推計値を踏まえ、**【仮置場の候補地リスト】**を活用し、関係部局等と調整して、仮置場を確保する。
※空地等は、自衛隊のベースキャンプや応急仮設住宅等への利用も想定されるため、関係部局等と調整した上で、災害対策本部等の承認を得る。
※仮置場を住民・ボランティアにとって搬入が困難な場所に設置してしまうと、路上等に片付けごみが混合状態で大量に排出され、交通等への支障を生じるおそれがあるため、できるだけ住民の利便性の良い場所に設置することを検討する。
※ごみステーションや住宅地内の小規模公園等を片付けごみ等の集積所として用いることは、道路通行の支障や生活環境の悪化を招くおそれが高いため避けることが望ましい。
- 仮置場が不足する可能性が高いと判断された場合は、都道府県等に支援要請を行う。

② 災害廃棄物の回収方法の検討 参考事例一覧 p16

- 災害廃棄物の回収方法（仮置場の設置、分別方法等）を検討する。
※片付けごみ等の災害廃棄物は、発災後の初期段階から排出される。水害の場合は、発災直後から排出されることもある。
※分別方法は、最終的な処理方法等を踏まえて検討し、仮置場のレイアウトにも反映する。
※仮置場の場所、仮置場の開設日時、受入時間帯、分別方法、安全への配慮等は、決定次第、住民・ボランティアへ周知する。
※高齢世帯など、仮置場への搬入が困難なケースを想定して、収集運搬体制を検討した上で、選択肢の一つとして戸別回収を行うことも検討する。

事前検討事項は、p33~36を参照。

③ 収集運搬車両・資機材・人員の確保 参考事例一覧 p17

- 回収方法を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬車両を確保する。
- 【必要資機材及び保有資機材リスト】**を活用し、仮置場の管理・運営に必要な資機材を確保する。
※不足する資機材の一部は、例えば仮置場の運営を民間委託の場合に、資機材の確保も仕様を含めることが考えられる。
※仮置場が舗装されておらず、降雨等により場内がぬかるんで車両通行に支障をきたす場合、敷き鉄板や碎石、砂利等を敷設する。
※汚水の土壌への浸透防止のため、仮舗装やコンテナ、鉄板・シートの設置、排水溝及び排水設備等の設置を行う。
※廃棄物の飛散防止策として、散水の実施、飛散防止ネットや囲いの設置、保管袋での保管等を実施する。
- 外部からの応援や民間委託等を踏まえ、仮置場の管理・運営に必要な人員を確保する（搬入の受付・場内案内・分別指導・荷下ろし等）。
※仮置場の管理には多大な時間と人手が割かれることから、被災市区町村の職員は全体的なマネジメント業務に注力し、仮置場の管理・運営は応援要員や民間事業者等の協力を得ることが望ましい。
※人員が十分に確保できない場合に、仮置場における管理が不十分になると、混合状態となり火災リスクが高まるおそれがあることに留意する。

④ 住民・ボランティアへの周知 本手引き p35 参考事例一覧 p18

- 住民・ボランティアに対して、仮置場の場所、開設日時、受入時間帯、分別方法等に関する事項について周知を行う。
※要請事項（空き地等に廃棄物を捨てない、不燃物等は当面出さない等）についても、周知する。

⑤ 仮置場の開設・管理・運営 参考事例一覧 p19~23

- 仮置場を開設し、管理・運営を開始する。
※原状回復等のために、仮置場の写真を撮影する（開設前、運営中）。
※廃棄物が混合状態とならないよう、分別を徹底する。
※廃棄物の積み上げ高さは、火災防止の観点から5m以上とならないように管理する。
※石綿等を含む廃棄物に対しては、飛散防止措置を実施する。
※仮置場の動線（入口・分別区分ごとの仮置き・出口）は、道路も含めて一方通行となるよう工夫する。

⁵ 仮置場の関係法令については、例えば、「仮置場等技術指針（第5版）、（福島県、平成29年8月）」を参照のこと。また、仮置場のレイアウトは、本手引きの参考事例一覧の「一次仮置場進入車両による渋滞及びレイアウト変更」や「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き 図2-2 仮置場の分別配置の例」を参照のこと。

⁶ 必要資機材の設置イメージは、「災害廃棄物対策指針 技術資料17-1 必要資機材」を参照のこと。

⁷ 仮置場の運用に関しては、「災害廃棄物対策指針」の以下の技術資料も参照のこと。

「技術資料18-4 仮置場の運用に当たっての留意事項」、「技術資料18-5 環境対策、モニタリング、火災防止策」、「技術資料18-6 仮置場の復旧」

手引きの概要：事前検討事項 [第3章第2節]

- 時系列の実施事項毎に必要な事前検討事項を第3章にて解説。 ※以下の図は一例

6) 必要資機材及び保有資機材リスト

手引きp33

災害時に初動対応時の業務に必要な資機材を迅速に確保できるよう、必要な資機材をリストアップし、保有状況や災害時の調達方法を整理する。

- ・保有状況によらず必要な資機材をリストに整理し、確保の目的が立っていない資機材は早急に調達方法を調整し、調整結果をリストに反映する。例えば、仮置場の管理・運営を民間委託する場合に、資機材の確保も仕様を含めて調達する方法もある。
- ・市区町村以外で保管または災害時に調達する場合には、相手先の連絡先や前提となる協定等の情報を「関係連絡先リスト」や「災害支援協定リスト」に反映する。
- ・車両の確保にあたっては、仮置場からの搬出用の大型車両も確保する。また、豪雨災害等により浸水の可能性がある場合には、事前に高台等に車両を移動させておくことも必要である。

表 必要資機材及び保有資機材リスト (例)

① 仮置場

| 必要資機材の品目 | 保有数量 | 保管場所 (保管者) | 備考 (災害時の調達方法等) |
|---------------------------------------|------|------------|----------------|
| 遮水シート | | | |
| 敷鉄板 | | | |
| 土嚢袋 | | | |
| 台貫 (トラックスケール) | | | |
| 重機 (フォーク付のバックホウ (油圧シャベル・エンボ) 等) ※粗選別用 | | | |
| 仮置場を囲む周辺フェンス | | | |
| 立て看板 ※廃棄物の分別区分表示用 | | | |
| コーン標識 ※区域表示用 | | | |
| ロープ ※区域表示用 | | | |
| パー杭 ※区域表示用 | | | |
| 散水機 | | | |
| チェーン ※施設用 | | | |
| 南京錠 ※施設用 | | | |
| | | | |

② 収集運搬車両

| 車両の種別 (積載量) | 台数 | 備考 (所有者等) |
|----------------|----|-------------|
| 塵芥車 (2 t) | | |
| 大型ダンプ車 (10 t) | | 平時は浸水エリアに駐車 |
| トラック (2 t) | | |
| し尿収集運搬車両 (2kL) | | |

7) 仮置場の候補地リスト

手引きp34

発災後は速やかに災害廃棄物の仮置場[※]の設置が必要となるため、あらかじめ関係部局と調整を行い、仮置場候補地をリストに整理する。

- ・仮置場候補地[※]としては、例えば、運動施設や公園、公共施設の駐車場、廃校のグラウンド、公的な未利用地等が考えられる。公的施設等で確保が困難な場合には、民間施設等 (未利用地、大規模な駐車場等) を候補とすることが考えられる。民間施設等を利用する場合には、使用後の返還に備えて、養生対策が特に重要となる。
- ・仮置場候補地の検討にあたっては、道路アクセスや収集運搬車両の取り回し (搬出用の大型車両も考慮)、分別スペースの確保等を考慮する必要がある。
- ・仮置場の設置場所については、病院・学校・水源等の周辺を避けて設置する。
- ・自衛隊宿営地や物資輸送拠点、避難所や仮設住宅建設地とのバッティングを避けるため、作成した候補地リストについて関係部局や国や都道府県の公有地管理部局と事前に調整することが望ましい。

表 仮置場の候補地リスト (例)

| No. | 候補地 | 住所 | 用地面積 (㎡) | 仮置目安 (t) | 管理者・連絡先 | 備考 (周辺環境、表土状況、接道数、利用予定等) | 確認年度 |
|-----|---------------|----------|----------|----------|----------------------------|---|------|
| 1 | ●●クリーンセンター駐車場 | ●●123-45 | 5,000 | 約10,000 | 廃棄物対策課 ○係長 内線 XXXXX | 道路：舗装済み、6m幅 | H29 |
| 2 | ■●総合運動公園グラウンド | ■●878-90 | 5,000 | 約10,000 | ■●総合運動公園事務所 XXX-XXXX | 表土への廃棄物混入は厳禁のため、敷鉄板等による養生、又は原状復旧における表土除去が必要 | H29 |
| 3 | ▼▼学校跡地 | 大字▼▼12-3 | 10,000 | 約20,000 | 教育委員会 ○課○係長 内線 XXXXX | 住宅地に立地 周辺道路は4t車まで通行可能 | H30 |
| * | | * | | | | | * |

※ 仮置場の必要面積の算定は、「災害廃棄物対策指針 技術資料 18-2 仮置場の必要面積の算定方法」を参照のこと。
※ 仮置場候補地の選定に係る他のポイント等は、「災害廃棄物対策指針 技術資料 18-3 仮置場の確保と配置計画」に当たっての留意事項」を参照のこと。

手引きの概要：事前検討事項 [第3章第2節]

● 事前検討に当たり参考となる事例やトピックスを紹介。 ※以下の図は一例

[参考] 仮置場設置に関する事例（平成28年熊本地震、益城町）

手引きp35

（災害廃棄物仮置場）

前震発生日の翌日である平成28年4月15日（金）12時に、益城中央小学校跡地に災害廃棄物仮置場を設置した。

○仮置場候補地選定等の事前準備について

町防災計画では、「平時から廃棄物処理施設について、関係機関へヒアリングや立入検査等の実施を通して、災害廃棄物の仮置場の選定及び段階的な処理場用地の選定を実施するものとする。」としていたものの、発災前に候補地選定のための作業をしていただけではなかった。また、町災害廃棄物処理計画を作成していなかったため、具体的な検討は行われていなかった。



仮置場航空写真（4/15）（国土院「地理院地図」をもとに環境省制作）

5月2日に、県循環社会推進課から5月1日時点での被害状況に基づいて推計した災害廃棄物発生量（概算）及び仮置場必要面積の試算結果が通知された。それによれば、災害廃棄物発生推計量は227,368トン、仮置場必要面積は119,285㎡という途方もないものであった。

○仮置場の設置

設置場所となった土地は、およそ16,300㎡で、小学校がかつて所在した場所である。地震前は、敷地内の建物で子育て支援施設が運営される一方、町立総合体育館と陸上競技場に隣接しているため、臨時駐車場等として活用されていた。

当該用地は、地震による損傷もさほどなかったため、仮置場とすることとし、当初は北側半分の石敷き部分のみとした。場所の確保については、たまたま好適な町有地が存在したことが不幸中の幸いであった。

出典：「平成28年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録（益城町、平成30年3月）」を基に作成

[参考] 仮置場設置に関する事例（平成27年9月関東・東北豪雨、常総市）

（仮置場の設置）

短期間に大量に発生した災害廃棄物を緊急的に収集・保管するために、利用可能な空き地等に最大限、仮置場を設置する方針とした。計13箇所に仮置場を設置したが、運用終了まで受入を継続した仮置場はそのうちの8箇所であった。

運用終了まで受入を継続した8箇所の仮置場に対し、残り5箇所の仮置場では、開設後、早期に受入を終了し、閉鎖する必要があった。

閉鎖の主な理由には、次のようなものがある。

- ・ 仮置場が市街地に位置していた。
- ・ 仮置場の四方が民家に囲まれており、住民から苦情が出た。
- ・ 復旧と同時に、仮置場周辺の学校の運営が再開したために、災害廃棄物を仮置き

手引きp36

しているグラウンドの使用が必要になった。

- ・ 民間企業が保有する用地であり、使用用途が生じた。

出典：「平成27年9月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録（環境省関東地方環境事務所・常総市、平成29年3月）」を基に作成

[参考] 住民・ボランティアへの周知

発災直後の週末からボランティアが支援に入り、片付けごみの排出が加速されるため、社会福祉協議会・災害ボランティアセンター等を通じて、丁寧な周知を行う必要がある。また、社会福祉協議会等には、ボランティア活動のなかで得られた住民からの情報等の共有も依頼する必要がある。その際に、以下のようなチラシ等を作成し、配布することも検討すること。

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い

災害により発生したごみの出し方・仮置場での分別について

台風・豪雨により発生した家庭で出るごみ等は、仮置場へ持ち込んでください。分別にご協力をお願いします。

■仮置場で受け入れるごみ

※家庭で災害により発生した以下のごみ

- ① 可燃物（プラスチック・衣類など）
- ② ガラス・陶磁器くず ③ 瓦
- ④ 金属くず ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺
- ⑲ 粗大ごみ（家具類・布団類など）
- ⑳ 家電類（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）
- ㉑ 石膏ボード・スレート板

【持込できないごみ】
 ● 生ごみは、通常の収集日に、ごみステーションに出してください。
 ● 事業所から出たごみ
 ● 産業廃棄物

注意事項

- 汚物車の中に入っている商品等はすべて出してください。
- 透明・半透明な袋に入れてください。指定の袋でなくても構いません。
- バッテリー、タイヤ、危険なもの（消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、受け入れません。
- ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。

■仮置場で、誘導員にしかって決められた場所においてください ※表面をご確認ください



場所: 00000000
 開設期間: 〇月〇日まで
 開設時間: 9:00 ~ 16:00

高齢者世帯等で、家のごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話000-0000-000）へ相談してください。

【問合せ】00町 環境生活課 環境衛生係 電話00-0000

※赤字や分別配置図を適宜修正して使用

出典：「災害廃棄物対策現地支援チームオペレーションマニュアル（第1版）（環境省災害廃棄物対策室、平成31年3月）」を基に作成

手引きの概要：参考事例一覧

- 事前検討に当たり参考としていただくよう、実際の大規模災害における具体事例を取りまとめて紹介。

13 発災数日後の災害廃棄物の一斉排出による仮置場の不足

参考事例一覧p13

| | |
|------|---|
| 対象災害 | 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨 |
| 概要 | 常総市では、発災数日後に、災害廃棄物が一斉に排出されたため、市内の仮置場が不足してしまい、市の管理が追い付かないケースが見られた。 |
| 取組 | <p>常総市では、9月10日（木）早朝に鬼怒川が氾濫した後、決壊部分よりも上流域にある地区の水が引き始めたことから、翌日には一時帰宅可能な家庭が一定数存在した。石下庁舎周辺では、市内の浸水域の中でも早期に水が引いたこと、併せて週末直前であったことから、一時帰宅した住民が一斉に家屋内の災害廃棄物（片付けごみ）を排出した。</p> <p>そこで、常総市は、一時帰宅に伴う災害廃棄物の排出に対応するために、9月11日（金）に石下地区の中心にある地域交流センター東側駐車場を一次仮置場として開設した。しかし、十分な台数の重機を手配することができなかつたため、災害廃棄物（片付けごみ）を高く積み上げることができなかつたため、直ちにスペースが埋まってしまい、1日で閉鎖されてしまった。仮置場は、翌12日に石下庁舎西側駐車場、豊田球場と開設され13日（日）には石下自動車学校跡地、鬼怒中学校グラウンド、三妻小学校グラウンドの6か所の仮置場が開設された。</p> <p>しかし、南部の水海道地域でも水が引き、水海道地区でも大量の災害廃棄物（片付けごみ）の排出が始まったが、近隣に仮置場を設置できなかったこと、被災者も通常の会社勤務に戻る者も多く一部の災害廃棄物（片付けごみ）は市内のごみステーションに排出されることとなった。そのため、当然市内の仮置場及びごみステーションだけでは片付けきれず、市内の至る所の空きスペースに災害廃棄物が集積された。</p> |
| 示唆 | <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後の休日に、市民による片付けごみの排出量が急増する。 ・発災直後の休日までに、円滑な仮置場開設と市民への周知・広報が求められる。 |

以下の資料を基に作成

- ・平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録（環境省関東地方環境事務所 常総市、平成 28 年 3 月）

14 仮置場のぬかるみによる受入中止

参考事例一覧P14

| | |
|------|---|
| 対象災害 | 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨 |
| 概要 | 常総市では、仮置場として開設した野球場の一部が、浸水していたため、搬入路がぬかるみ、搬入車両がその場で動けなくなってしまう、災害廃棄物の受け入れを半日で中止した。 |
| 取組 | <p>9月12日（土）に仮置場として開設したが、直前まで全面水没していたため、野球場3塁側に急遽設置した搬入路がぬかるんでおり、軽トラックなどの搬入車両が動けなくなってしまうこともあり、片付けごみの受入を半日で中止した。それ以降は木くず、わら、がれき混じり土のうの受入を行った。このため他の仮置場に比べて集積量は少なく、木の枝やわら等の漂着ごみも集積されていた。</p> |
| 示唆 | 水害の場合は、仮置場の浸水状況も加味して、用地を選定することが望ましい。 |



図. 豊田球場

以下の資料を基に作成

- ・平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録（環境省関東地方環境事務所 常総市、平成 28 年 3 月）

手引きの概要：事前検討事項 [第3章第2節]

- 事前検討の集大成である「初動対応時の業務リスト」の作成について説明。

| 組織区分 | 担当 | 業務区分 | 業務概要 | 業務実施期間 | | | | | 支援要請業務 | |
|---------|--------|--------------------------------|--|--------|------|----|-----|-----|--------|-------|
| | | | | 12時間 | 24時間 | 3日 | 1週間 | 3週間 | | 3週間以上 |
| 従来組織 | 総務課 | 応急 | 災害時組織体制へ移行する。 災害対策本部の対応を行う 安否情報及び被害情報を要約する。 | ↔ | | | | | 12時間 | |
| | | 通常 | 部局内の予算及び決算対応を行う。(災害対応業務以外) 部局内事務について連絡調整する。(災害対応業務以外) | | | | | | | |
| | 廃棄物対策課 | 応急 | 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬体制を構築する。 | | ↔ | | | | | 3日 |
| | | 通常 | し尿の収集運搬体制を構築する。 上記の収集運搬体制を進捗に応じて見直し、必要に応じて支援要請する。 | | ↔ | | | | | 3日 |
| | | 通常 | 一般廃棄物にかかわる施策の企画・調整を行う。 一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物の分別及び収集運搬計画を策定する。 不法投棄・野外焼却等の監視パトロールを実施する。 | | | | | ↔ | | 1週間 |
| | ごみ減量課 | 通常 | 一般廃棄物の集積所・適正処理にかかわる指導及び啓発を行う。 | | | | | ↔ | | 1週間 |
| 応急 | | 一般廃棄物の減量及びリサイクルにかかわる指導及び啓発を行う。 | | | | | | ↔ | | |
| 収集事務所 | 応急 | 収集運搬車両の被害状況を調査する。 | ↔ | | | | | | 24時間 | |
| | 通常 | 生活ごみ・避難所ごみを収集・運搬する。 | | ↔ | | | | | | ✓ |
| | | し尿を収集・運搬する。 | | ↔ | | | | | | ✓ |
| | | 収集車両を管理及び整備する。 | | ↔ | | | | | | |
| 廃棄物処理施設 | 応急 | 資源・粗大ごみを収集・運搬する。 | | | | | ↔ | | | |
| | | 各処理施設の緊急点検を実施する。 被害箇所を修理する。 | ↔ | | | | | | 24時間 | |
| | 通常 | 一般廃棄物を焼却処理する。 | | | | | ↔ | | | |
| | | し尿を処理する。 資源・粗大ごみを処理する。 | | | | | ↔ | | | |

| 組織区分 | 担当 | 業務区分 | 業務概要 | 業務実施期間 | | | | | 支援要請業務 | | |
|---------|--------------------|------|--|--------|------|----|-----|-----|--------|-------|---|
| | | | | 12時間 | 24時間 | 3日 | 1週間 | 3週間 | | 3週間以上 | |
| 災害時新設組織 | 渉外調整担当 | 応急 | 国、都道府県・他市町村からの支援について調整する。 | ↔ | | | | | | - | |
| | | 応急 | 民間団体等からの支援について調整する。 受援対応を行う。 | ↔ | | | | | | - | |
| | | 応急 | 市民・ボランティアへの情報提供を行う。 市民からの問い合わせに対応する。 メディア対応を行う。 災害廃棄物処理を実施するための予算を確保する。 | | | | | | | 24時間 | |
| | 契約予算担当 | 応急 | 仮置場運営等を民間業者に委託する。 災害等廃棄物処理事業費補助金等の申請を行う。 | | | | ↔ | | | - | |
| | | 応急 | 仮置場を開設する。 | ↔ | | | | | | 3日 | |
| | 仮置場担当 災害廃棄物処理担当 | 応急 | 搬入物の確認及び分別指導を行う。 | ↔ | | | | | | - | ✓ |
| | | 応急 | 災害廃棄物の処理を進捗管理する。 | ↔ | | | | | | - | |
| | | 応急 | 廃棄物処理方針を検討する。 | | | | | ↔ | | - | |

手引きp39

3. 新型コロナウイルス対策について

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物処理事業継続の推進

環境省では、新型コロナウイルスの感染拡大により必要不可欠な社会インフラである廃棄物処理事業が停滞することのないよう、地方自治体向けに「新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例」を作成し、周知を行っている。

<表紙>

新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の

感染症の発生時における

廃棄物処理事業継続計画

作成例

<市町村用・暫定版>

*この作成例は、「新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例」を元にして作成した暫定版であり、今後の新型コロナウイルスへの科学的知見の進展等に応じて、必要な改訂を行うものとする。

令和〇〇年〇月

△△市環境部

<目次>

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| 1. | 基本方針 | 1 |
| 2. | 計画の前提条件 | 2 |
| (1) | 被害想定の根拠 | 2 |
| (2) | 感染症の発生段階 | 3 |
| (3) | 本計画における被害想定 | 4 |
| 3. | 事業継続計画の体系 | 5 |
| 4. | 体制の整備 | 6 |
| (1) | 危機管理体制 | 6 |
| (2) | 情報管理体制 | 9 |
| 5. | 感染防止策 | 13 |
| (1) | 基本的事項 | 13 |
| (2) | 感染リスクの評価 | 15 |
| (3) | 具体的な感染防止策 | 17 |
| 6. | 事業継続に重要な要素の確保 | 20 |
| (1) | 人員の確保 | 20 |
| (2) | 物資の確保 | 22 |
| 7. | 重要な要素が不足した場合の対策 | 24 |
| (1) | 人員が不足した場合の対策 | 24 |
| (2) | 物資が不足した場合の対策 | 26 |
| (3) | 重要業務の特定（業務の優先順位の決定） | 27 |
| 8. | 感染症発生後の対応 | 29 |
| 9. | 教育・訓練 | 30 |
| 10. | 点検・是正 | 31 |
| | 新型インフルエンザ・新型コロナウイルスに関する参考情報について | 32 |

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物処理事業継続の推進

環境省では、新型コロナウイルスの感染拡大により必要不可欠な社会インフラである廃棄物処理事業が停滞することのないよう、地方自治体向けに「新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例」を作成し、周知を行っている。

＜内容抜粋(業務の優先順位の決定)＞

1) 発生段階(または欠勤率)別の整理

| 業務名・担当部署 | 業務の優先度 | 前段階(未発生期) | | 第一段階(海外発生期) | 第二段階(国内発生早期) | | | 第三段階 | | | 第四段階(小康期) | 備考 |
|----------------------------------|--------|----------------------|--------------------|---------------------------|--------------|-----------------------|--------------|--------------------------|-------------------|--------------------------------------|---------------------|----|
| | | 感染拡大期 | | | | まん延期 | | | 回復期 | | | |
| | | 欠勤率 0~ % | | | | 欠勤率 ~ % | | | 欠勤率 %以上 | | 欠勤率 ~ % | |
| 情報収集(〇〇課) | I | →→→→ | ⇒⇒⇒⇒ (情報収集の強化) | ⇒⇒⇒⇒ | ⇒⇒⇒⇒ | ⇒⇒⇒⇒ | ⇒⇒⇒⇒ | ⇒⇒⇒⇒ | ⇒⇒⇒⇒ | →→→→ | →→→→ | |
| 備蓄品の入手、在庫管理(〇〇課) | I | →→→→ (在庫管理) | ⇒⇒⇒⇒ (備蓄品の追加購入) | →→→→ (在庫管理、必要に応じて追加購入) | →→→→ (同左) | →→→→ (同左) | →→→→ (同左) | →→→→ (同左) | →→→→ (同左) | →→→→ (同左) | →→→→ (同左) | |
| 処理できない廃棄物の保管場所の確保及び管理(〇〇課) | I | →→→→ (保管場所の検討、決定) | | | | | | ⇒⇒⇒⇒ (保管場所の使用開始、管理) | →→→→ (保管場所の管理) | →→→→ (保管された廃棄物の処理が終了次第、保管場所の使用中止) | →→→→ (保管場所の見直し等) | |
| 事業継続計画の策定(△△課) | I | ⇒⇒⇒⇒ (計画策定) | →→→→ (計画の実施) | →→→→ (同左) | →→→→ (同左) | →→→→ (同左) | →→→→ (同左) | →→→→ (同左) | →→→→ (同左) | →→→→ (同左) | →→→→ (計画見直し) | |
| 可燃ごみの収集運搬(▲▲課) | II | →→→→ | →→→→ | ⇒⇒⇒⇒ (感染防止策) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | ⇒⇒⇒⇒ (感染防止策、人員の補充) | ⇒⇒⇒⇒ (感染防止策) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | |
| 不燃ごみの収集運搬(▲▲課) | III | →→→→ | →→→→ | ⇒⇒⇒⇒ (感染防止策) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | ⇒⇒⇒⇒ (収集回数を月2から1回) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | ⇒⇒⇒⇒ (感染防止策) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | |
| 可燃ごみの焼却(△△課) | III | →→→→ | →→→→ | ⇒⇒⇒⇒ (感染防止策) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | ⇒⇒⇒⇒ (収集回数を月2から1回) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | ⇒⇒⇒⇒ (感染防止策) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | |
| 委託業者等との連絡調整、住民対応(〇〇課) | III | →→→→ | →→→→ | →→→→ | →→→→ | →→→→ (処理の実務の応援) | →→→→ (同左) | →→→→ (同左、住民に検出抑制等を要請) | →→→→ | →→→→ | →→→→ | |
| 腐敗しない可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの収集(▲▲課) | IV | →→→→ | →→→→ | ⇒⇒⇒⇒ (感染防止策) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | 中止・中断 | ⇒⇒⇒⇒ (感染防止策) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | →→→→ | |
| 腐敗しない可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの処分(△△課) | IV | →→→→ | →→→→ | ⇒⇒⇒⇒ (感染防止策) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | 中止・中断 | ⇒⇒⇒⇒ (感染防止策) | ⇒⇒⇒⇒ (同左) | →→→→ | |

※ I：新たに発生する業務(感染症対策)、II：通常通り継続する業務、III：縮小して継続する業務、IV：中止、中断する業務
 →：業務の実施、⇒：業務実施の強化、→→：業務の一部実施

＜計画策定のポイント＞

- すべての業務について、業務の優先順位を検討する。
- 業務の優先順位について検討した結果を1)または2)の表に記載する。
- 重要業務の特定(業務の優先順位の決定)に当たり、以下の事項を考慮する。
 - 不燃ごみや粗大ごみ、資源ごみの処理よりも、腐敗等の変質が生じやすい可燃ごみの処理を優先する。
 - 内勤の業務や立入指導等の業務よりも処理の実務を優先する。
 - 通常の収集業務に加えて独自の取組を行っている場合は、これらの取組よりも通常のごみ収集業務を優先する。
 - 業務の縮小、中止・中断の時期については、感染症の発生段階を目安とする方法と従業員の欠勤率を目安とする方法が考えられる。

廃棄物処理法施行規則の一部改正（令和2年5月1日公布）の概要

環境省では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、廃棄物処理業者における感染者の発生等により通常の稼働ができなくなる場合等に備え、円滑な処理が滞らないよう、必要な制度上の措置を講じている。

緊急に行う廃棄物の処理を許可不要で行えるようにする特例

緊急に生活環境の保全上の支障の除去等のための措置を講ずるために特に必要がある場合において、環境大臣又は市町村長（一般廃棄物）若しくは都道府県知事（産業廃棄物）が適正に処理ができる者として指定した者は、指定された期間に限り、許可を受けずに、指定された廃棄物の処理を行うことができることとする。

（規則第2条第14号、第2条の3第10号、第9条第14号、第10条の3第10号、第10条の11第6号及び第10条の15第4号）

～特例の趣旨～

災害や新型コロナウイルス感染症のまん延等により、廃棄物処理業者が確保できず、廃棄物の処理が困難となった場合や、市町村や都道府県の職員が多数感染し、又は濃厚接触者となるなどし、行政機能が大幅に低下することにより、事務処理が滞り、廃棄物処理に係る許可を出せないといった場合が想定される。

この改正は、**災害等により一時的に低下した廃棄物の処理能力を補完することを目的として**、処理を補う能力のある者を環境大臣又は市町村長（一般廃棄物）、都道府県知事（産業廃棄物）が指定することで、**許可を受けずに廃棄物の処理を行うことを暫定的に可能にし**、緊急時の廃棄物の円滑かつ適正な処理を図るものである。

～指定を受ける者～

まず、処理が必要となっている廃棄物を処理することのできる能力を有していなくてはならない。このため、当該廃棄物の処理に用いるための施設や人員が確保されていること、十分な資金力を有していること、処理に係る必要な技術があること、収集運搬の場合には当該廃棄物を収集運搬するための車両や保管場所に赴くための移動手段が確保されていることなどを考慮する必要がある。**既に一般廃棄物、産業廃棄物の処理に係る許可を有し、又は市町村からの委託がなされている場合などには、これらの条件を満たしている可能性が高いと考えられる**ことから、指定に当たってはそれらの者を優先することが原則として望ましい。ただし、**緊急時に行う指定であるから、通常の許可基準を満たしている必要は必ずしもなく**、したがって、他に廃棄物を処理できる適切な者がいない場合には、生活環境の保全と公衆衛生の確保を前提として、廃棄物の処理に関して何らの許可も有していない者を指定することが否定されるものではない。

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策に関する広報資料

環境省では、廃棄物に関する新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、住民及び収集運搬作業従事者向けにチラシを作成し、ごみを出す時や収集運搬作業を行う際に心がけることについて、周知を行っている。

＜住民向け＞

＜収集運搬作業従事者向け＞

新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方

— 家庭ごみを出すときに心がける5つのこと —

- ポイント1** **ごみ袋はしっかり縛って封をしましょう!**
ごみが散乱せず、収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくなります。
- ポイント2** **ごみ袋の空気を抜いて出しましょう!**
収集運搬作業においてごみ袋を運びやすく、収集車での破損を防止できます。
- ポイント3** **生ごみは水切りをしましょう!**
ごみの量を減らすことができます。
- ポイント4** **普段からごみの減量を心がけましょう!**
購入した食品は食べきるなど、ごみを出さないことも大切です。家庭での食事機会が増える中、料理を楽しむながら、できることがあります。環境省の「食品ロスポータルサイト」をご覧ください。
- ポイント5** **自治体の分別・収集ルールを確認しましょう!**
粗大ごみの持ち込みを停止している場合や、資源物の分け方・出し方が普段と異なる場合があります。また、マスクなどごみのポイ捨ては絶対にやめましょう。

新型コロナウイルスなどの感染症の感染者又はその疑いのある方の使用済みマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方がご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下のことを心がけてごみを出しましょう。

- ①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、いっばいにならないようにしましょう!**
ごみは、いっばいになる前に早めに出しましょう。
- ②ごみに直接触れることのないよう、しっかり縛って出しましょう!**
ごみは、空気を抜いてからしっかり縛って出しましょう。万一、ごみ袋の外側に触れた場合や、袋が破れている場合は、ごみ袋を二重にしてください。
- ③ごみを捨てたあとはしっかり手を洗いましょう!**
石けんを使って、流水で手をよく洗いましょう。

以上の点に気を付けてごみを出していただくことが、ご家庭にとっても、ごみを収集・処理する作業員にとっても、ごみの円滑・安全な収集・処理を行う上で大切な行動です。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ

収集運搬作業における新型コロナウイルス対策

ごみの収集運搬作業においては、作業前、作業中・休憩中、作業後に分けて次の対策を実施しましょう。

POINT 01.

— “作業前”に心がける4つのこと —

- ポイント1** **健康管理・体調把握の実施**
十分な睡眠をとる等の健康維持や定期的な健康診断による体調把握を実施してください。
- ポイント2** **3つの密の回避**
乗客が密集し、他の人と十分な距離をとりましょう。また、こまめに窓の換気やドアを開け換気しましょう。
- ポイント3** **手袋、ゴーグル、マスク等の防護具の適切な着用**
作業時のウイルス対策を防ぐために、手袋、ゴーグル、マスクを着用し、以下のごみ袋を履き替えましょう。
- ポイント4** **肌の露出の少ない作業着(長袖・長ズボン)の着用**
作業時は、露出した部分へのウイルス付着を防ぐために、長袖・長ズボンの着用を心がけましょう。

POINT 02.

— “作業中”に心がける4つのこと —

- ポイント1** **素手で触らない**
素手でごみに触れないようにしましょう。手袋の破損時に素手で手袋の外側や裏に触れないよう注意しましょう。
- ポイント2** **こまめに消毒**
作業の合間に、消毒液を身につけてアルコール消毒剤による消毒を心がけましょう。

車の換気(窓開け) 休憩の際の3つの密の回避

- ポイント1** **車の換気(窓開け)**
作業車の窓は開放し、常に換気されている状態を確保しましょう。(乗客入車前には必ずマスクを着用)
- ポイント2** **休憩の際の3つの密の回避**
休憩時は、車内・車内の乗客以外を避け、他の人と十分な距離をとり、近距離での会話等は控えましょう。

POINT 03.

— “作業後”に心がける3つのこと —

- ポイント1** **消毒・洗浄の徹底**
作業後は以下を重点的に消毒しましょう!
- ポイント2** **車両の消毒・洗浄**
消毒用アルコール・次亜塩素酸ナトリウムで消毒を行う。
10.05%の次亜塩素酸ナトリウムや70%の濃度のアルコールを用いた消毒。
- ポイント3** **運転席の消毒**
ハンドル、シート、ドアノブなど定期的に消毒。
- ポイント4** **スマホ、タブレット等の消毒**
持ち帰ったスマホやタブレットは消毒。
- ポイント5** **手袋、ゴーグルの消毒・洗浄**
使用した手袋、ゴーグルをしっかりと消毒・洗浄。
- ポイント6** **手洗いの徹底**
作業前後と「その1」の消毒作業後は手洗いし、必要に応じて換気を行いましょう。
- ポイント7** **着替え時等の注意**
作業車内での脱いだ防護具を外すときは、外側に触れないよう配慮しながら、正しい着替え方法を実施しましょう。着替え・シャワー等の際には、他の人と十分な距離をとるなどしましょう。



御清聴ありがとうございました。